序 章 緑の基本計画策定の概要

1.	計画改定の目的	. 2
2.	計画の位置づけ	. 2
3.	対象となる緑	. 3
4.	緑の役割	. 4
5.	計画改定の考え方	. 5
	緑の其木計画の構成	





都市公園愛護報奨金交付制度

市民のみなさんが気持ちよく安心して利用できる 公園にするため、都市公園等の除草や清掃等を行って いる地域の団体等に対し、報奨金を交付する制度で す。

序 章 緑の基本計画策定の概要

1. 計画改定の目的

本市では、都市緑地法に基づき、緑地の保全と緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成 13 年 3 月に「大牟田市緑の基本計画」を策定し、都市公園の整備や緑地の保全に取り組んできました。

そのような中、計画策定から 20 年近くが経過し、少子高齢化の進展や都市緑地法の改正等、緑を取り巻く環境が変化したことに加え、本計画の目標年次を令和 2 年度に迎えることから、緑の基本計画を改定します。

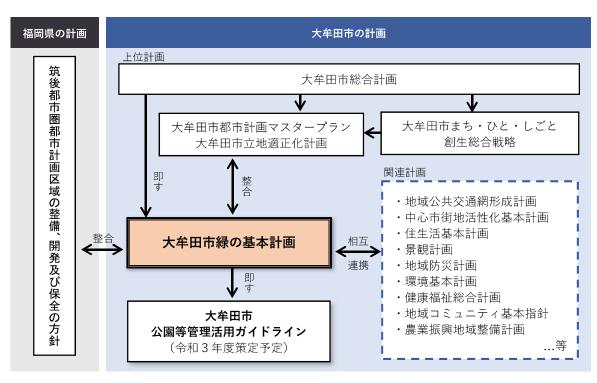
2. 計画の位置づけ

(1) 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に規定されている「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、緑に関する総合的な計画です。市町村が地域の実情を十分に考慮し、官民一体となって緑地の適正な保全や緑化の推進に関する施策、取組みを総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「大牟田市総合計画」に即し、また「大牟田市都市計画マスタープラン」や「大牟田市 立地適正化計画」等の関連計画と整合のとれた内容とします。



(3)計画期間

計画の期間は、大牟田市都市計画マスタープランとの整合を図り、令和3年から概ね20年とします。

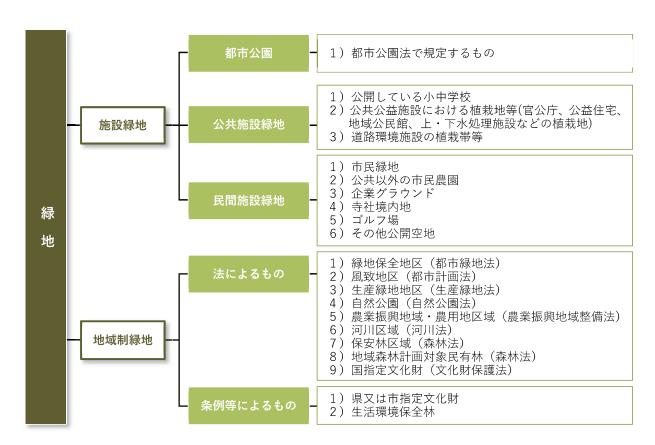
	R3 2021	R 8 2026	R 13 2031	R 18 2036
総合計画	第6次総合計画		次期総合計画	
緑の基本計画		 大牟田市緑の基本計 	 画(概ね20年)	
都市計画マスタープラン	大艺	 	ラン(概ね20年)	
立地適正化計画	大牟田	市立地適正化計画(概ね 2	0年)	
都市計画基礎調査	調査実施 ▼	調査実施 –––– ▼		>
評価・検証	評価・検証	評価・検証	定期的に実施	

3. 対象となる緑

一般的に「緑」は、樹木や草花といった、いわゆる"植物"をイメージさせますが、本計画で対象とする「緑」は、樹木等で被われている樹林地(自然林、人工林、竹林等)、草地(ススキ、ササ等)、農地(水田、畑、果樹園等)、公園等、水辺地(河川、ため池、干潟等)等のオープンスペースとし、さらにプランターや鉢等に植えられたものも含めた広い概念で捉えています。



なお、制度的には、都市緑地法第3条第1項に定める「緑地」を対象とします。「緑地」は、都市公園のような公共公益施設として管理される「施設緑地」と、法律などで土地利用が規制される「地域制緑地」に大別され、これらの緑地を保全することにより、将来的に緑が確保されます。



4. 緑の役割

緑が都市において果たす役割として環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能、景観形成機能の4つがあげられます。このように緑は、快適な生活環境を創出し、全ての人々にゆとりやうるおい、健康で快適な文化の香り高い生活をもたらすことが期待されます。

環境保全機能 防災機能 ・生物の生息、生育空間の形成 · 避難場所 ・都市気候の緩和 ・自然災害の防止、緩和 ・大気、水の浄化 (洪水調節、防風等) 良好な市街地環境の形成 ・都市災害の防止、緩和 (工業地との遮断等) 緑の役割 レクリエーション機能 景観形成機能 やすらぎの場 ・郷土景観の形成 (郷土色、歴史) ・余暇活動の場 ・都市景観の向上 ・自然や土とのふれあいの場 ・自然観察、環境教育の場

5. 計画改定の考え方

今回、緑の現状や緑に関する市民意識の変化及び緑の課題を踏まえ、次のような考え方により計 画を見直します。

緑を取り巻く社会環境の変化

- 1) 人口減少と少子高齢化の進展
- 2) 気候変動・大規模災害の発生
- 3) 多様な生物の生息環境の保全
- 4) 公共施設の老朽化(財政の深刻化)等



国・法律の動き

- 1)都市緑地法等の一部改正
- 2) グリーンインフラ推進戦略
- 3)生物多様性に配慮したエコロジカルネット ワークの形成 等



大牟田市の動向(上位・関連計画)

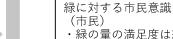
- ・大牟田市まちづくり総合プラン
- ・大牟田市都市計画マスタープラン
- ・大牟田市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- · 大牟田市立地適正化計画

前計画(平成13年策定)の評価

- ・緑地を守る取組みの継続、自然環境の把握
- ・整備における環境配慮の促進
- ・公園ストックの有効活用
- 街路空間の維持管理
- ・地域の顔となる緑の拠点育成
- ・市民や企業との協働による緑化の促進
- ・緑化支援策の見直し

緑の役割から見る課題

- 環境保全系統の視点
- ・レクリエーション系統の視点
- 防災系統の視点
- ・景観系統の視点



- ・緑の量の満足度は約8割であるが、「道路や公 園の花や木の手入れが不十分」等の問題があ り、緑の質の満足度は約5割である。
- ・身近な公園に「除草、清掃等の管理」、「樹木伐 採等の防犯対策」、「ベンチや日陰等の休憩用 スペースの充実 | 等が求められる。 (企業)
- ・「企業イメージの向上とともに地域景観の向 上」等の地域貢献の一環として緑化活動に取 り組む企業が多い。

計画課題の整理

緑を守る ○骨格を形成する緑の保全

- ・大牟田市の骨格的な緑を 形成している緑資源の保 全
- ○農村文化や田園景観の継
- ・大牟田市の原風景の保全
- ○生物多様性への対応
- ・自然性の高い環境の保全

都市の緑の創出

- ○都市の緑化の推進 ・交流の場の創出
- ・大牟田市の「顔」と して都市景観を向 E
- ○河川や道路を活用 した緑のネットワ ークの形成
- 緑のネットワーク の充実

緑をつくる 都市公園等の整備

- ○身近な公園整備の推進と整備方針の 見直し
- ・多様なニーズに応じた公園の機能再 編
- 計画決定見直しの検討
- ○大規模公園の利活用の促進
- ・多様なニーズに対応
- ・防災機能の向上
- ○公園等の安全性・安心性の向上
- ・公園施設の長寿命化
- ・公園の防犯性の向上

○多様な主体との協 働による緑化活動

緑と共に生きる

- の推進
- · 公園愛護会等市民 と行政等が連携
- ・緑に関わる市民や 企業等の育成とネ ットワーク化
- · 公募設置管理制度 (Park-PFI)の導入

改定のポイント

今ある緑を守るとともに、緑豊かで花いっぱいの景観づくりや、市民が公園等の緑を自分たちで守り育てていく 活動の促進を図り、市街地の快適性を高めていきます。

⇒量から質へのシフト

- ・緑や花による効果的な景観形成の推進
- ・市民ニーズや地域特性、公園の配置等を踏まえた総合的な緑の管理・活用の取組みの実施
- ・災害の発生防止や地域の防災力の向上

⇒活用する施策の重視

- ・公園、緑地等の総合的な管理・活用の取組みの設定
- ・今ある資源を有効に活用する施策の充実と的確な実施

⇒市民・企業との協働の推進

- ・私たちの公園と思える取組みの実施
- ・身近な緑を守り育てる活動への参加促進



5

6. 緑の基本計画の構成

本計画の構成を以下に示します。

序章 緑の基本計画策定の概要

- 計画改定の目的
- 対象となる緑

緑の基本計画について説明します

第1章 現状と課題の整理

- 大牟田市の緑の現状
- 前緑の基本計画の評価
- 緑に対する市民意識
- 緑の役割から見る課題
- 計画課題の整理
- 計画改定の考え方

市の緑の現状と課題を整理します

第2章 基本理念と緑の将来像

- 目指す緑のまちづくりの姿
- 基本理念と緑の将来像

現状と課題を踏まえ、緑に関する考 え方と目指すべき将来像を定めます

第3章 基本方針と緑の目標水準

- 〇 基本方針
- 緑の目標水準

緑の将来像を実現するための 基本方針と目標水準を定めます

第5章 緑地の保全及び緑化の推進の ための施策

- 緑の保全・活用
- 都市の緑化推進
- 公園・緑地ストックの有効活用
- 〇 市民協働

具体的に取組む施策を体系的に 定めます

第4章 緑地の配置方針

- 環境保全系統の配置方針
- レクリエーション系統の配置方針
- 防災系統の配置方針
- 景観系統の配置方針
- 総合的な緑地の配置方針
- 〇 緑化重点地区
- 緑地等の配置方針

緑が有する役割を踏まえつつ、必要な 緑地等の配置、目的、機能等の方向性 を示します

第6章 計画の推進にあたって

- 市民・企業・行政等の役割と体制
- 〇 進行管理

計画の推進体制や進行管理等について 整理します